

事業支援・仕事・技術・資格の情報ページ

不払いや融資など仕事・経営の相談は遠慮なく東京土建の各支部事務所まで。

石綿法改正 4月から順次施行で 事前調査等の義務付強化

【仕事対策部・労働対策部 発】4月26日、東京都連にて「アスベスト法改正及び産廃処理説明会」がウェブ併用で開催されました。

東京都連の石川労働対策部長は基調報告のなかで、2019年度のアスベスト疾患による建設業での労災認定数は673件と前年度より71件増加して全産業の6割近くを占めること、環境省が毎年実施している調査でアスベスト等除去工事現場において過去10年間で4割超のアスベスト流出があったことを報告。そのような状況下、今年4月から「大気汚染防止法」「石綿障害予防規則」の改正部分が一掃施行され、今まで以上にアスベスト対策の徹底と適切な

改正事項	2020年度 7月	2021年度 10月 4月	2022年度 4月	2023年度 4月 10月
事前調査方法の明確化	周知		2021年4月施行	
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知		2021年4月施行	
事前調査・分析調査を行なう者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成(全国的な講習の実施)			2023年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知		2021年4月施行	
計画届の対象拡大	周知		2021年4月施行	
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発			2022年4月施行
負担隔離を要する作業に係る措置の強化	周知		2021年4月施行	
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知		2020年10月施行	
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知		2021年4月施行	
石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等の原則禁止)	周知		2021年4月施行	
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知		2021年4月施行	
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知		2021年4月施行	
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知		2021年4月施行	

産廃処理が求められるとの説明がありました。

一定規模以上(解体工事で床面積の合計が80㎡以上、改修工事で請負金額が100万円以上)の工事では、アスベスト含有の有無に関する事前調査結果などの届け出が義務付けられ、調査の実施者は必要な知識を持つ者と規定されています。

施行の流れとしては、①2021年4月から、事前調査の記録の3年間の保存と作業現場への備え付けが義務付けられ、②2022年4月から事前調査の届出制度が開始、③2023年10月から「建築物石綿含有建材調査者」(特定・一般・戸建て等の3種類)の有資格者による調査が義務付けられます。また、「建築物石綿含有建材調査者」資格の取得のための要件として「石綿作業主任者技能講習」の受講が必要となります(上の図を参照)。

今後、組合としてもアスベストに関する学習会開催などで対応していく予定です。

全3回連続講座「働き方改革シリーズ」事業所セミナー

第1回 働き方改革に対応するには基礎講座

6月29日(水) 19時～20時30分
18時30分開場

会場 ▶ 東京土建本部会館 5階
講師 ▶ 北村 博昭 特定社会保険労務士・CFP®
費用 ▶ 無料

第1回セミナーは、働き方改革への対応を始めるうえで何から着手するべきか、確認しながら事業所に求められる対応について学びます。労働時間の管理、残業代などを学び、若い労働者が定着することを目指してセミナーを行ないます。

自社の働き方を見つめ直すことで、就労環境を改善し労働者が定着することで、慢性的な人手不足を解消し経営を安定させていきましょう。

学習後は希望の方3人まで個別相談ができます。
*要事前予約

2回目以降の予定

日程 ▶ 7月28日(水) 19時～20時30分
8月25日(水) 19時～20時30分

☆今年度の事業所セミナーは、6～8月の「働き方改革に対応するには 基礎編」をテーマに何から着手すべきかを学びます。6月・7月のセミナーを受けて、8月にまとめの内容で行なう予定ですが、気になる講座の時だけの参加もOKです。お気軽にご参加ください。

お申込みは支部に配布済のチラシ裏面(東京土建HPからでもダウンロード可)の申込書をFAX(03-5332-3972)してください。

資格講習コーナー

お申込み、お問合せは各支部技術担当者へ

【作業主任者】
足場7月8日～9日(木金) 池袋、1万1500円
池袋、1万1500円
鉄骨の組立て7月1日～2日(木金) 池袋、1万1500円

【特別教育など】
職長・安全衛生責任者教育6月26日～27日(土日) 板橋支部

【受験準備講座】
二級建築士(9月の製図試験にむけた講座)7月11日(日) 池袋、8万円
9月9日(木) 池袋、8万円
一級建築士(10月の製図試験にむけた講座)7月11日(日) 池袋、1万円

【建築士講習】(東京土建ATEC)
建築士定期講習①6月22日(火) 池袋、②7月27日(火) 池袋、1万円

社労士ネット corner 64

厚生年金加入者(以下甲という)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(以下乙という)は、国民年金第3号被保険者の対象となります。扶養されているとは年間収入が130万円未満である

厚生年金加入者(以下甲)と乙との関係は、第3号被保険者期間中は、保険料を各自で納付する必要はなく、国民年金保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

第3号被保険者 年収130万円が分岐点 手続き漏れは遡及も

厚生年金加入時や婚姻した時に、甲の勤務する会社(以下丙)という第3号被保険者に該当する旨

が必要となります。その際は、税法上の控除対象配偶者であることの事業主証明があれば

認められる場合があります。次に第3号被保険者の要件に該当しなくなった場合の手

確認書類の所得証明書を省略できます。手続きを忘れた場合においても、第3号特例届と確認書類を提出することにより、時効に関係なく、遡及して第3号被保険者として

手続きについては、乙が就職等ご自身で厚生年金に加入した場合に手続は不要ですがそのままの状態となっているケースが稀に見受けられます。発覚すれば遡及して国民年金第1号(厚生年金の加入条件を満たしていれば厚生年金)へ種別変更、保険料納付を求められます。第3号被保険者の方につきましては、上記不該当要件に該当する場合は切替えの手続きをお願い致します。

社会保険労務士 竹島 敏幸

より、国民年金第1号被保険者へ切替え手続きのうえご自身で納付義務が生じます。特

に、途中で収入が基準額以上に増加したときは第3号不該当手続きが必要となりますがそのままの状態となっているケースが稀に見受けられます。発覚すれば遡及して国民年金第1号(厚生年金の加入条件を満たしていれば厚生年金)へ種別変更、保険料納付を求められます。第3号被保険者の方につきましては、上記不該当要件に該当する場合は切替えの手続きをお願い致します。

社会保険労務士 竹島 敏幸

求人

- 内装 設備工(正規・請負) (株)ティンバレーション(多摩西部支部) 042-519-4693
- 耐火塗装工事(正規) (株)桂和(文京支部) 090-4057-7954
- 足場施工(正規) (株)W.H.I.T.E.S.T.O.N.E(足立支部) 03-6313-8745
- 内装、大工、設備、監督(正規) (株)インテリア吉田(大田支部) 090-5337-3571
- 型枠大工(正規) (株)和智工務店(府中国立支部) 090-4925-1939
- 大工(正規) (株)アイホームズ(墨田支部) 03-3613-2834
- 内装工(正規) H.K.HOME(株)(北支部) 03-5937-6311
- 鉄筋工、基礎工(正規) (株)東京スチール(北支部) 090-33915-5670
- 保温断熱工(正規) (株)武和(府中国立支部) 090-6174-8817
- 電工(正規) (株)メテオ(世田谷支部) 03-6676-2249
- 橋梁補修工(正規) (株)エイチイーサーブ(墨田支部) 090-3697-1165
- 大工(正規) (株)アイホームズ(墨田支部) 03-3613-2834